

令和4年(ワ)第5542号 損害賠償請求事件(国家賠償請求)

原告 江口 大和

被告 国

準備書面(2)

令和5年9月25日

東京地方裁判所 民事第37部 合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑



第1 被告準備書面(1)及び同(2)における主張に対する認否

- 1 被告準備書面(1)における主張のうち、以下の点は否認ないし争う。
 - 6頁15行目ないし7頁1行目の記載内容
 - 9頁16行目ないし同頁23行目の記載内容
 - 10頁2行目ないし同頁7行目の記載内容
 - 11頁17行目ないし同頁22行目の記載内容
 - 13頁1行目ないし同頁5行目の記載内容
- 2 被告準備書面(2)における事実主張のうち、以下の点は否認する。
 - 4頁ないし6頁の「2」の項の記載内容
 - 10頁ないし11頁の「b」の項の記載内容
 - 11頁ないし13頁の「c」の項の記載内容
 - 23頁ないし24頁の「e」の項の記載内容
 - 24頁ないし25頁の「f」の項の記載内容
 - 30頁の「d」の項の記載内容
 - 47頁ないし48頁の「c」の項の記載内容
 - 65頁ないし66頁の「b」の項の記載内容
 - 66頁の「c」の項の記載内容

- 3 以上のほか、原告は、全般的に川村検察官の意図や目的に関する被告の主張を全て否認する。

第2 被告準備書面(2)の「第1 本件犯人隠避教唆事件の悪質性について」(4～6頁)に対する反論

1 被告の主張

被告は、江口氏の取調べにあたって、

「検察官としては、真実の発見や事案の真相解明を目的にするのはもちろんのこと、弁護士である原告に対し、法曹としての倫理観のかん養と反省、更生を促すため、様々な観点から説明と説得を尽くして真実を述べるように取調べを行うべき高度の必要性があった」

と主張する(6頁)。その上で、準備書面(2)を通じ、川村検察官の言動は「反省」や「更生」を促すものとして適法であると繰り返し主張している。

川村検察官の一連の言動に照らせば、川村検察官の目的は江口氏を精神的に圧迫して供述を強要しようとするのであったとしか考えられないし、そもそも被告の主張は、取調べの目的に照らして明らかに失当である。被告の主張を前提とした場合においてさえ、川村検察官の言動は、取調べの目的を逸脱したものであって違法である。

2 取調べの目的から逸脱した行為の違法性

いうまでもなく、取調べは捜査の一環として行われるものである。捜査とは、「犯罪の嫌疑がある場合に、公訴の提起・追行のために、犯人を保全し、証拠を収集保全する行為」をいう(平野龍一「法律学全集43・刑事訴訟法」82頁)。

このような捜査の目的に照らせば、捜査の一環として行われる取調べにおいて許されるのは、公訴の提起・追行のために必要な事情聴取であり、より具体的にいえば事案の真相解明のための事情聴取である。被告も、「被疑者に対する取調べは、事案の真相解明を目的とするもの」としている(準備書面(2)・7頁)。被疑者や参考人が取調べに応じて供述している場合であっても、この取調べの目的から離れて取調べ官が何を言うことも何を訊くことも許されるわけではない。

その上で、取調べの目的に適う事情聴取であっても、その態様が社会通念上相当と認められる限度でのみ適法に行い得ると判示したのが、訴状6頁で引用した大阪地判平成28年3月25日(判例タイムズ1425号265頁)である。

これに対して、無実を訴えたり黙秘権を行使したりしている被疑者に「反省」や「更生」を促すなどという言動は、事案の真相解明のために必要な事情聴取ではあり得ず、取調べの目的から明らかに逸脱し、態様が社会通念上相当と認められるかを問題とする以前に、取調べにおいておよそ許されない行為である。安部祥太准教授も、「被疑者に反省・内省を求めて説諭したり、事案の真相解明という目的を超えて被疑者を非難したり、その態度を諫めたり、特定の言動と関連して捜査官が適切と考える態度を示して自覚を促したり、説教するなどの行為は、そもそも法が想定・許容する『取調べ』に該当しない」と指摘している（甲4号証・51頁）。

3 取調べの目的から逸脱した川村検察官の言動

江口氏は、逮捕される前の任意の取調べで無実を訴える供述をしていた。無実を訴えた上で黙秘権行使に至った被疑者を犯罪者と決めつけて、「取調べ」の名の下に「反省、更生」を促そうとすることは、事案の真相解明のための事情聴取ではない。被告の主張は、川村検察官の行為が取調べの目的から逸脱したことを自認するものである。

事案によっては、検察官に「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しない」（刑法248条）権限があることを踏まえ、起訴猶予による不起訴処分の当否を確認するために反省や更生可能性の有無を確認することも取調べの目的に適うとの反論があり得る。しかし、本件においてはそのような反論は成り立ち得ない。なぜならば、原告準備書面（1）の12頁に記載したとおり、川村検察官は江口氏に対し、

「起訴はもう決まってるから。されるんだから。いい？そんなの、最初逮捕した時点から決まってるの。ね？アホじゃないんだから。地検で自分で独自に逮捕してるわけだから。高いレベルまで、決裁とってるわけだから」

と述べており、川村検察官には起訴猶予による不起訴処分を検討するつもりなど毛頭なかったからである。

川村検察官の言動は、被告の主張を前提とした場合においてさえ、取調べの目的から明らかに逸脱している。

4 問題の重大性

厚労省元局長無罪事件及び同事件の捜査に関与した検察官らによる違法行為を契機として、平成23年3月31日に「検察の再生に向けて—検察の在り方検討会議提言」(https://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00001.html)が公表された。

そこでは、「検察官は、公益の代表者として、その権限が国民からの信頼に基づいて負託されたものであることを心に刻み、決して驕りを持ってはならない」ことや、「検察官一人一人が重大な権限を負託されていることの責任の重さを十分に自覚し、自らの権限行使が被疑者、被害者その他の関係者の人生や生活に重大な影響を与え得るものであることを常に忘れず、冷静、慎重かつ謙虚な姿勢を保ちながら」職務遂行にあたるべきことが指摘されている（6頁）。

これに対し、国民が検察官に捜査権限を負託した目的を逸脱し、無実を訴えたり黙秘権を行使したりしている被疑者が検察官の見立てどおりの罪を犯したと決めつけて「反省」や「更生」を促そうとすることなど、「驕り」の最たるものであり、「謙虚な姿勢」の欠如にほかならない。

それなのに被告が川村検察官の言動が適法な「取調べ」であるなどと主張しているのは、極めて重大な問題である。

川村検察官の言動を「取調べ」ということができるのか、「取調べ」に名を借りた人権侵害行為ではないのかにつき、裁判所は正面から判断をされたい。

第3 被告準備書面（2）の「第2 検察官による取調べについての国賠法上の違法性の判断基準等」（7～8頁）に対する反論

1 被告の主張

被告は、「被疑者に対する取調べは、事案の真相解明を目的とするもの」であるとした上で、

「被害者や共犯者らの供述、被疑者自身の供述やその他の証拠関係に照らして矛盾や食い違いを追及したり、被疑者の良心に訴えて反省を促すなどの方法により、被疑者に対して自白の説得等を行うこと自体は非難されるべきことではなく、こうした取調べの中で、捜査官が被疑者に対し、その年齢や境遇、性格、法的知識の有無等の特性に応じ、人格を損なわない限度において、たとえ厳しい口調で迫ることがあったとしても、事案の重大性や嫌疑の程度によっては、やむを得ないと評価される場合もある」

と主張し、その根拠として大阪高裁平成22年5月27日判決（判例時報2088号86頁）及び大阪地裁平成29年10月12日判決（判例タイムズ1446号203頁）を挙げている。

2 大阪高裁判決及び大阪地裁判決の本案との事案の相違

被告が挙げた大阪高裁判決及び大阪地裁判決は、いずれも取調べにおいて被疑者が黙秘権を行使せずに供述していた事案に関するものであり、そのことを前提に取調官が「自白の説得等」が許される場合がある旨を判示したものである。

加えて、いずれの判決も、黙秘権を行使している被疑者に対して取調べを継続して「自白の説得等」をすることが許されるなどとは判示していない。かえって、大阪高裁判決は、

「黙秘権（憲法38条1項）を侵害して自白を得る態様で行われる被疑者の取調べが許されないことは当然」

であると判示している。

したがって、いずれの判決も、本案とは明らかに事案が異なる。

3 大阪高裁判決及び大阪地裁判決の判旨は川村検察官の言動を適法とするものとは考えられないこと

被告が挙げた大阪高裁判決及び大阪地裁判決について、被告が有利なものとして引用した箇所以外の判示を確認すれば、川村検察官がしたような言動を適法とする趣旨とは解されない。

大阪高裁判決は、

「捜査手続といえども、個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法の保障下にある刑事手続の一環であり、刑事訴訟法も公共の福祉の維持と基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を明らかにすることを目的としているものである（刑事訴訟法一条）から、暴行、脅迫等に至らない場合であっても、こうした人権を不相当に侵害するような態様での取調べは許されない」

とした上で、取調官が被疑者に「くずや、腐っている」「誰がお前らのことなんて信じるんや」「お前らが何て言おうと、強盗致傷で持っていく」「とことんやっつるからな」などと述べた言動は違法であると結論付けている。

大阪地裁判決も、警察官が被疑者の取調べに臨むに当たっては、

「逮捕権等の強制力のある公権力を背景とする自らの立場を自覚し、相手方の人格を損なうことのないよう、取調べの目的や必要性に照らして相当といえる限度で取調べを行うことが義務付けられている」

とした上で、警察官が被疑者に罵声を浴びせた行為は違法であったと結論付けている。

これに対して、川村検察官の言動からは、「公権力を背景とする自らの立場」の自覚も、江口氏の人格を損なうことのないようにする配慮も全く窺われない。川村検察官は江口氏に対し、両判決の事案よりも酷い罵声を浴びせ続けたのであるから、両判決の判旨を前提とした場合にも川村検察官の言動は違法である。

以 上